

平成30年11月29日

平塚市監査委員 高梨 秀美
同 須藤 量久
同 吉野 和美

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象団体

平成29年度の公の施設の指定管理者について、下記の施設に関する所管部課及び指定管理者の義務の履行並びにその出納その他の事務事業の執行等

(1) 平塚市福社会館

所管部課：福祉部福祉総務課

指定管理者：社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

(2) 平塚市南部福社会館

所管部課：福祉部福祉総務課

指定管理者：社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

2 監査の実施期間

平成30年9月3日から平成30年10月24日まで

3 監査の方法及び監査項目

所管課及び団体から指定に係る文書、書類等の提出を求め、指定管理の目的に沿った事業が行われたか、事業報告・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 指定手続き
- (2) 協定書
- (3) 指定管理料
- (4) 施設の管理
- (5) 業務の履行
- (6) 利用料金
- (7) 指定管理者の出納

4 関係書類

(所管課分)

指定管理者の指定手続きに関する書類、管理の協定等、管理経費に関する書類及び事業報告書の点検に関する書類等

(指定管理者分)

事業計画書及び事業報告書、管理経費に関する書類、金銭出納帳、収入・支払伝票及び団体の経理関係規程等

5 監査の結果

(1) 平塚市福祉会館

所管課：福祉総務課

指定管理者：社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

ア 下記の指摘事項を除く所管課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び指定管理者においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・ 所管課において、指定管理料の支払いが年度協定書に定める期限を過ぎていたので年度協定書の定めを守られたい。
- ・ 指定管理業務事業報告書及び決算書について、自主事業の一部が指定管理事業として報告されており指定管理事業と自主事業の会計区分が明確になっていなかったため、所管課においては指定管理者に対して適正な管理を指導するとともに十分な点検をされたい。

(2) 平塚市南部福祉会館

所管課：福祉総務課

指定管理者：社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

ア 下記の指摘事項を除く所管課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び指定管理者においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・ 所管課において、指定管理料の支払いが年度協定書に定める期限を過ぎていたので年度協定書の定めを守られたい。
- ・ 指定管理業務事業報告書及び決算書について、自主事業の一部が指定管理事業として報告されており指定管理事業と自主事業の会計区分が明確になっていなかったため、所管課においては指定管理者に対して適正な管理を指導するとともに十分な点検をされたい。
- ・ 基本協定書に定められた第三者に対する委託について、事前に書面による承認を得ることなく委託された業務があったため、所管課においては指定管理者に対して適正な手続きを指導するとともに業務の履行確認を確実に実施されたい。